

## お知らせワイド

# 児童手当の申請はお済みですか？

**問合せ先** 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

令和6年10月から児童手当制度が拡充されました。新たに児童手当の受給対象となる人や多子加算の対象となる18歳年度末～22歳年度末の子を養育している人は、申請が必要です。

まだ申請がお済みでない人は、期限までに申請してください。

### 申請が必要な人

- ・令和6年10月1日時点において高校生年代の子を養育している人で、児童手当を受給していない人
- ・所得超過等により、児童手当を受給していない人
- ・児童手当を受給中の人で、多子加算の対象となる18歳年度末～22歳年度末(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子を養育している人

※ただし、子の人数が2人以下の場合は、多子加算の対象とならないため、申請は不要です。

**申請期限** 3月31日(月)必着

### ●多子加算の適用を受けている受給者の人へ

3月卒業予定の高校生以上の子を養育している場合は、手続きが必要です

多子加算の適用を受けている受給者で、次に該当する場合は、4月以降も引き続き多子加算の適用を受けていただくための申請が必要です。該当者には市から通知を送付しますので、期限までに申請してください。

### 申請が必要な人

- ・高校3年生の子を養育する人
- ・短大・専門学校等に通う子を養育する人

**申請期限** 4月16日(水)必着

**申請先** 市民課医療年金グループ

※申請が遅れると、遅れた月分の児童手当が受給できませんので、ご注意ください。

※申請方法など詳しくは、市民課医療年金グループへお問い合わせください。

※公務員の人は、勤務先で申請してください。

### 多子加算とは

支給対象児童がいる家庭に、22歳年度末までの子を含めて全員で3人以上の子がいる場合、第3子以降の子に対する支給額が児童1人あたり30,000円に増額されることです。なお、18歳年度末～22歳年度末の子が別居の場合や就職し収入がある場合でも、親等が生活費の相当部分を負担していれば加算の対象になります。

## お知らせワイド

# 東野公園チビッコ広場リニューアルのお知らせ

東野公園チビッコ広場のリニューアルが完了し、2月3日から一般開放しました。

新しくなった東野公園に、ぜひ遊びに来てください。

今回の遊具更新にあたっては、アンケート結果をもとに、大人向け健康遊具をはじめ、インクルーシブ遊具の考えを取り入れたブランコやパネル遊具を設置し、子どもから大人まで幅広い年齢層で楽しめる公園施設になっています。

### 注目ポイント

#### わくわくアニマルパラダイス (複合遊具)

2階建構造で、幼児と児童が一緒に1つの遊具で遊べます。



#### ふわふわゲレンデ (クッション遊具)

ジャンプしたり、寝転んだり、座り込んでおしゃべりしたり、多様な楽しみ方ができます。



#### ストレッチタワー・ 足つぼ歩道



#### サウンドコンビ



#### 2連ブランコ



**問合せ先** 都市整備課市街地整備グループ (☎84-5099)